

関税分類例規 改正の概要(平成 17 年 9 月 1 日 施行予定)

	品 目	概 要
第2106.90号	咳止めシロップ	はちみつ等を原料にして製造された咳止めシロップの活性医療成分が十分でないことから、医薬品ではなく、第21.06項に分類された。
第3926.90号	写真アルバム	表紙が写真立てになった写真アルバムは、表紙の写真立てではなく、写真を入れるポケット部分に特性があると認められ、ポケットの材質であるプラスチック製の製品に分類することとされた。
第4418.30号	多層の寄せ木フローリングパネル	2層又は3層の木材を貼りあわせた寄せ木フローリングパネルで、合板の表板が二以上の木材の板(ストリップ)を平行に結合して組み立てたもの、裏板が規則正しくスリットが入ったものについて、第4418.30号の寄せ木パネルに分類されたことを明確にした。
第6405.20号	履物	本底の多くの部分がゴムの中に部分的に紡織用繊維のフロックが埋め込まれたものは、紡織用繊維の本底として分類することを明確にした。
第8533.29号	回路保護器	過電流防止装置又は温度センサーとして機能する本装置は、電流を制限するが回路を切断するものでないため、ヒューズ(第85.35項)ではなく、第85.33項の電気抵抗器に分類することを明確にした。
第9503.90号	同一包装されたキャンディーと共に提示される玩具	同一包装容器入りであるが、小売用のセットとして分類する要件である、共に提示される構成要素(玩具とキャンディー)が相互に補完し合うものとは認められなかったことから、分離して分類することとされた。
第9504.90号	両面に印刷のある金属製のディスク	架空のキャラクターを印刷した販売促進用として用いられるディスクは、ゲームが行なえるようになっており、玩具に分類することとされた。